

東京聖栄大学 内部質保証の方針

1. 内部質保証の目的

本学の建学の精神である「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」、学則第1条に示す本学の教育研究上の目的の実現に向け、内部質保証に関する基本方針を定め、教育研究活動等について恒常的・継続的に質の向上を図ることを目的とする。

2. 内部質保証の体制

教育の内部質保証については、学長がその責任を負う。学長を補佐する組織として「大学運営会議」が設置され、各組織体の活動を総括する。学長は、教育研究に関する重要な事項の決定にあたり、教授会の意見を聴くこととする。

財務計画も含めた、中長期計画に基づく法人運営全般の内部質保証については、法人部局がその実務を行う。

3. 自己点検・評価の実施

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、学則第2条に基づき行う。

本学のディプロマポリシー（本学学生が達成すべき学修成果）を起点とした自己点検・評価は、アセスメントポリシーにある評価レベル（機関レベル、教育課程レベル、科目レベル）を用いて行う。

なお、法人運営全般については、「東京聖栄大学 ガバナンス・コード」の適合（遵守）状況を点検し、その結果を法人部局が学外公表する。

4. 外部評価の積極的な活用

内部質保証の有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審する。その評価結果、指摘事項を踏まえて、改善・向上に取り組む。

5. 情報の公開

本学は、社会的説明責任を果たすため、自己点検・評価に係る結果等について積極的に公表する。

東京聖栄大学 内部質保証体制図

